環境政策

1 環境基本計画の推進

本市では、京都市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する長期的な目標や個別分野の施策の大綱を示す環境行政のマスタープランとして、「京都市環境基本計画(2016~2025)」を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、本計画の基本施策の1つである「環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成」を推進するため、「京都市環境教育・学習基本指針」(平成29年3月策定)に基づき、あらゆる場において、生涯にわたって間断なく、ライフステージに応じた、質の高い取組が実施されるよう、環境教育・学習の取組の促進を図っているところであり、京都市環境保全活動センター(京エコロジーセンター)に加え、南部クリーンセンターの環境学習施設「さすてな京都」が開館(令和元年10月予定)します。

2 地球温暖化対策

本市は、京都議定書誕生の地として、また環境モデル都市として、低炭素社会の実現に向け、世界・我が国を牽引していく重要な役割を担っています。

低炭素社会の実現に向けては、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした暮らしから、永い歴史の中で培われてきた京都の知恵と心に学び、持続可能な低炭素・資源循環型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図ることが必要です。

このため本市では、京都ならではの低炭素社会の実現に向け、「京都市地球温暖化対策条例」及び「京都市地球温暖化対策計画〈2011-2020〉」に基づき、「DO YOU KYOTO? (環境にいいことしていますか?)」を合言葉に、市民、事業者の皆様と共に、取組を着実に推進しています。

(1) 地球温暖化対策条例の推進

本市では、平成17年4月、地球温暖化対策に特化した全国初の条例である「京都市地球温暖化対策条例」を施行し、平成22年10月には、温室効果ガス排出量を80%以上削減した低炭素社会の実現を目指して条例を全部

改正し,「温室効果ガス排出量を, 令和 2 年度(2020 年度)までに平成 2 年度(1990 年度)比で 25%削減, 令和 12 年度(2030 年度)までに 40% 削減」という高い削減目標を掲げました。

平成29年3月には、「京都市地球温暖化対策計画〈2011-2020〉」を改定し、温室効果ガス排出量の状況やパリ協定の発効等の社会情勢の変化を踏まえ、家庭部門及び業務部門の対策や気候変動の影響に対する「適応策」の推進等を図るとともに、今世紀後半の実質的な温室効果ガスの排出量ゼロを目指すための戦略、「プロジェクト"0(ゼロ)"への道」を掲げ、取組を強化しています。

平成29年度の温室効果ガス排出量は,平成28年度と比べて42.3万トン, 5.6%の減少となり,平成2年度と比べても73.2万トン,9.3%の減少となっています。また,エネルギー消費量については,ピーク時の平成9年度から25.9%の減少となっています。

(2) エネルギー政策

「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」を目指し、市民力・地域力などの京都の強みや地域資源を生かして、市民、事業者、行政など地域のあらゆる主体が一丸となって共汗で取り組む「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を平成25年12月に策定しました。

また,持続可能なエネルギー社会の構築に当たっては,電力事業者の役割が極めて重要であることから,平成24年度以降,関西電力株式会社に対して,脱原発依存や経営の透明性の確保等の株主提案を行っています。

(3) 再生可能エネルギー等の利用の推進

本市では、低炭素型のくらしやまちづくりの実現を目指し、温室効果ガスの発生が少なく、枯渇のおそれがない太陽光などの再生可能エネルギーの普及拡大を地球温暖化対策の重点施策と位置付け、太陽光発電システムをはじめ、蓄電システム、太陽熱利用システム及び HEMS (家庭用エネルギーマネジメントシステム)の設置助成を行っており、住宅への普及拡大を進めています。

また,市民の誰もが再生可能エネルギーの普及に関わることができる「京都市市民協働発電制度」を平成24年度に創設し、公募により選定された運

営主体が市民などから出資を募り、市有施設に太陽光発電システムを設置し、発電を開始しています。平成25年度には、「太陽光発電屋根貸し制度」も創設し、両制度によって、市有施設37箇所(合計1,292.72kW)において発電を行っています。

このほか,一定規模以上の建築物における新築・増築に対して,規定量以上の再生可能エネルギー利用設備の設置を義務付けています。

(4) 水素エネルギーの普及促進

「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に掲げた「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」の実現に寄与する水素エネルギーの普及、そして、国が進める水素社会の実現に向けて、京都議定書誕生の地、環境先進都市として先駆的な役割を果たすため、FCVを活用したカーシェアリング事業及び環境学習を組み合わせた体験型水素学習事業の実施やイベント・防災訓練等でのFCVの活用など、水素エネルギーに対する理解の向上等を図っています。

(5) 市民による地球温暖化対策の推進

京都議定書が発効した 2 月 16 日にちなんで、毎月 16 日を「環境に良いことをする日」とし、自家用車の使用を控えるノーマイカーデーにするなど、市民や事業者の皆様と共に環境にやさしい取組を実践するとともに、「世界に通用するライフスタイルの京都モデル」を確立するため、ライフスタイルの転換に向けた意識啓発及び実践行動の促進を図っています。

また、地域が主体的に環境に良い活動(エコ活動)を実践できるよう支援し、地域ぐるみで環境にやさしいライフスタイルへの転換と地域コミュニティの活性化が相乗的に進むよう、「エコ学区」ステップアップ事業に取り組んでいます。

さらに、子供の視点からライフスタイルを見直し、環境にやさしい暮ら しを実践する、「こどもエコライフチャレンジ推進事業」を実施しています。

(6) 「DO YOU KYOTO?クレジット制度」の運用

市民の皆様による主体的な温室効果ガスの排出削減を促進するため、省エネ活動などにより実現した CO_2 排出削減量を、経済的価値があり取引が可能な「クレジット」として認証し、これを市内で行われるイベントの実

施者や大規模事業者がカーボン・オフセットに活用する「DO YOU KYOTO? クレジット制度」を運用しています。

(7) 運輸部門における地球温暖化対策の推進

自動車から排出される温室効果ガスを削減するために、まず歩くことや 公共交通の利用を促進する政策を進めていくことを基本としながら、車を 利用する際には、エコカーへの転換、エコドライブの普及などの施策を推 進しています。

さらに、省エネ型の次世代自動車である電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHV)の普及を促進するため、市が主催する環境イベント等でのリーフレットの配布や、防災訓練時に非常用電源としての活用方法のPRなど、EV・PHVの普及啓発に向けた更なる魅力発信に重点的に取り組んでいます。

(8) 事業者による地球温暖化対策の推進

事業者部門における温室効果ガス排出量削減に向け、一定要件以上の事業者を「特定事業者」と定め、事業者排出量削減計画書及び削減報告書の提出の義務に加え、本市が総合評価を行い公表する「事業者排出量削減計画書制度」を進めています。

また、電力やガス等のエネルギー使用状況の「見える化」が可能となる EMS (エネルギーマネジメントシステム) の普及や、LED・高効率空調設備 等の導入支援等により、事業所の省エネ・節電対策を推進しています。

(9) 国際的な地球温暖化対策の推進

地球規模での温暖化対策を促進するため、本市は環境分野の国際的な自治体連携組織である「イクレイー持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会」に参画し、京都市長がイクレイ東アジア地域理事会議長を務めるなど、世界で先導的な役割を果たすとともに、国際会議やシンポジウムの開催、参加を通じて、本市施策の発信、国内外の自治体間で先進的な取組や成功事例の共有に努めています。

平成30年度は「国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)」(ポーランド・カトヴィツェ市)や「イクレイ世界大会2018」(カナダ・モントリオール市)等に参加し、「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」

(平成 29 年 12 月開催の「地球環境京都会議 2017 (KY0T0+20)」で発表) を発信しました。

令和元年 5 月には、パリ協定の取組に不可欠な、各国の温室効果ガス排出量の算定方法に関するガイドライン(いわゆる「IPCC 京都ガイドライン」)が採択された IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第 49 回総会の開催を支援しました。また、本市開催の総会開催記念シンポジウムにおいて、門川市長や原田環境大臣らが、「1.5 $\mathbb C$ を目指す京都アピール」を発表し、世界の平均気温の上昇を 1.5 $\mathbb C$ 以下に抑えるべく、2050 年ごろまでの $\mathbb C$ $\mathbb C$ 排出「正味ゼロ」に向け、行動することを世界に呼び掛けました。

このほか,世界で地球環境の保全や地球温暖化対策に貢献した方々の功績を顕彰し,地球環境問題に関するメッセージを発信するために,国や京都府,京都商工会議所等と共に,「KYOTO地球環境の殿堂」を創設し,毎年,殿堂入り者の表彰等を実施しています。

3 環境保全対策

(1) 総合的な環境保全対策の推進

ア 環境影響評価(環境アセスメント)

「京都市環境影響評価等に関する条例」(平成 10 年 12 月制定,平成 25 年 4 月に改正条例施行)に基づき、環境影響評価を実施しています。

また,「京都市計画段階環境影響評価(戦略的環境アセスメント)」要綱(平成 16 年 10 月施行)に基づき,本市が行う事業に際し,当該事業実施段階での環境影響評価に先立ち,計画段階においても環境影響評価を行っています。

イ 環境マネジメントシステム

事業活動に伴う環境への負荷を低減させるため、市役所本庁舎等のオフィス系部門における本市独自の環境マネジメントシステム(KYOMS)を運用するとともに、市内の事業者に対し、京都発の環境マネジメントシステムである「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の認証取得の促進を図っています。

(2) 生物多様性保全

京都の豊かな文化が世代を超えて継承されるように、全ての人が生物多様性の恵みを生活の一部として再認識し、地域資源を生かした持続的な暮らしや経済活動が行われている社会を目指す「京都市生物多様性プラン〜生きもの・文化豊かな京都を未来へ〜」(平成26年3月策定)に基づき、京都の祭りや文化を支えてきた植物等を保全・再生する「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」の運用、親子を対象とした自然観察会「親子生きもの探偵団」の開催、生物多様性に関する情報を発信する生物多様性専用ホームページ「京・生きものミュージアム〜京都市生物多様性総合情報サイト〜」の運用など、生物多様性の保全に向けた取組を推進しています。

(3) 公害対策

ア 環境汚染の状況

大気汚染状況を経年的に見ると,二酸化硫黄,二酸化窒素,一酸化炭素及び浮遊粒子状物質とも横ばい又は緩やかな良化傾向にあります。

微小粒子状物質 (PM2.5) について,平成 30 年度の環境基準及び市保全基準の達成率は,平成 29 年度に引き続き,一般環境大気測定局,自動車排出ガス測定局共に 100%となりました。

また、河川水質の汚濁状況をみると、水質汚濁の代表的な指標である BOD(生物化学的酸素要求量)及び健康項目(カドミウム等 26 項目)に ついて、基準が定められている全地点で環境基準及び市保全基準を達成 しています。

イ 環境汚染防止対策

(7) 大気汚染防止対策

大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局(9局)、自動車排出ガス測定局(5局)において大気汚染物質を測定し、テレメーターシステムにより、衛生環境研究所において集中常時監視を行っています。また、工場・事業所のばい煙発生施設に対する監視・指導等を行っています。

(イ) 水質汚濁防止対策

水質汚濁の状況を把握するため, 22 河川 42 地点で常時監視を行うと ともに,工場・事業場排水の監視・ 指導や,浄化槽による生活排水対策 に取り組んでいます。

(ウ) その他

悪臭対策,騒音対策,振動対策, 地下水質保全対策,地盤沈下対策, 土壌汚染対策等を実施しています。

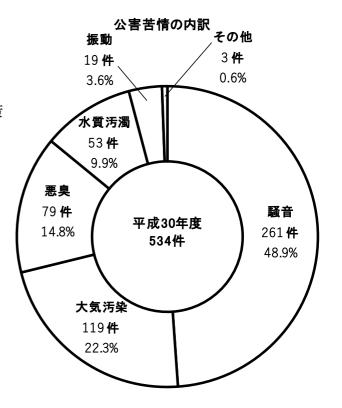
ウ 公害苦情の状況

公害苦情の状況については、右図 のとおりです。

工 自動車環境対策

自動車は、人や荷物を速く遠くまで運ぶことができる便利な乗り物ですが、これまで大気汚染、騒音など様々な環境問題を引き起こしてきたことから、京都市ではこれらの諸問題に対処するため、平成5年3月に「京都市自動車公害防止計画」を策定し、様々な取組を進めてきました。

さらに、平成23年8月には、公害防止だけでなく地球温暖化対策も含めた「京都市自動車環境対策計画(2011-2020)」を策定し、この中で「人と公共交通優先の歩いて楽しいまち」、「自動車とかしこくつきあうまち」、「エコカーへの転換が進むまち」の三つの視点を掲げ、歩くことや公共交通の利用を優先し、自動車の利用に当たっては、自動車保有台数や走行量の抑制を図ること、電気自動車等(EV、PHV)や低燃費車など、より環境性能の高いエコカーへの転換を目指すこと、エコドライブの実践を図ることなどにより、「環境共生と低炭素のまち・京都」と人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実践を目指すこととしています。



4 ごみ処理

資源の有効利用と環境負荷の低減を図る観点から、2R (ごみになるものを作らない・買わないといった「リデュース (発生抑制)」、繰り返し使う「リュース (再使用)」)と分別・リサイクルの促進に取り組み、徹底してごみの減量化を進め、最後に残ったごみは、クリーンセンターにおける焼却処理でのごみ発電と南部クリーンセンター第二工場に新たに設置したバイオガス化施設での発電によるエネルギー回収の最大化、温室効果ガス排出量の削減、最終処分量の最小化を図りながら、適正に処理します。

なお、家庭ごみの収集に当たっては、有料指定袋制を実施しており(燃やすごみ及び缶、びん、ペットボトルは平成 18 年 10 月から、プラスチック製容器包装は平成 19 年 10 月から)、平成 30 年度からはバイオマス**ポリエチレン(サトウキビの非可食部等から生成)を配合(10%)した袋を導入しています。

※ バイオマス:生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機 性資源。燃やすと二酸化炭素が排出されるが、樹木が成長する際に光合成 によって大気中から吸収した二酸化炭素が大気中に排出されるものであり、 差し引きゼロ (カーボン・ニュートラル) とみなすことができます。

(1) 燃やすごみ収集

一般家庭を対象に各まち美化事務所がそれぞれ所管する区域を 2 方面に 分割し、月木、火金の曜日の組合せで週 2 回定曜日収集を行っており、平 成 28 年 10 月からは午前収集を実施しています。パッカー車の進入が困難 な地域では軽四輪車で収集し、パッカー車へ積み替えており、また、一部 の中高層団地においてはコンテナ収集を行っています。

(2) 資源ごみ収集

ア 缶、びん、ペットボトル

缶,びん,ペットボトルについては,週1回の定曜日収集を行っています。分別収集した缶,びん,ペットボトルは,「南部資源リサイクルセンター」と「北部資源リサイクルセンター」に搬入し,選別,異物除去, 圧縮の中間処理を行った後,再資源化事業者に直接売却又は日本容器包装リサイクル協会の指定する再資源化事業者に引き渡し,リサイクルし ています。

イ プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装に係る分別収集は、平成 19 年 10 月から週 1 回,定曜日収集を行っています。収集したプラスチック製容器包装については、「西部圧縮梱包施設」と「横大路学園」に搬入し、異物除去、圧縮梱包の中間処理を行った後、日本容器包装リサイクル協会の指定する再資源化事業者に引き渡し、リサイクルしています。

ウ 小型金属類・スプレー缶

平成 14 年 10 月から全市を対象に、鍋、やかん、フライパン等、最長部分がおおむね 30cm以下の小型の金属類の分別収集を月に1回実施するとともに、平成 19 年 10 月からスプレー缶を対象品目として収集しています。また、平成 27 年 11 月から月に 2 回、区役所・支所のエコまちステーションにおいても回収しています。

収集した小型金属類をアルミと鉄に選別した後,再資源化事業者に直接売却しています。

エ その他定期収集以外の資源ごみ回収

市民の皆様が身近に資源物を排出できる環境づくりを目指し、市の定期収集とは別に、行政施設、商業施設等に設置した「資源物回収拠点*」や、公園、学校などに出向いて資源物や有害・危険ごみの回収を行う「移動式拠点回収事業*」において、使用済てんぷら油、蛍光管、リユースびん(一升びん、ビールびん)、乾電池、紙パック等の全 18 品目の資源物を回収し、リユース・リサイクルを進めています。

また、使用済てんぷら油については、行政施設等に加え、市民の皆様の御協力の下、地域に回収拠点を設け、回収しています。古紙類・古着類については、コミュニティ回収などの市民の皆様の主体的な分別を促進する仕組みを拡充しています。

※ 「資源物回収拠点」及び「移動式拠点回収事業」の回収品目は、次 ページの表のとおりです。

	資源物回収拠点				
	エコまち ステーション	まち美化事務所	上京 リサイクル ステーション	行政施設, 自治会館, 商業施設 など	移動式拠点回収
	15 品目	16 品目		_	18 品目
・古紙・雑がみ・古着類	〇 (月に2回)	0	0	_	0
	(月(2 日)				
・紙パック・使用済てんぷら油・蛍光管・乾電池・小型家電・リユースびん	0	0	0	0	0
・ボタン電池 ・充電式電池・水銀体温計 ・水銀血圧計・記憶媒体類 ・インクカートリッジ・使い捨てライター	0	0	0	_	0
・刃物類	_	0	0	_	0
・陶磁器製の食器 ・せん定枝	_	_	_	_	0

(3) 大型ごみ収集

一般家庭から排出される不用となった家具類や電化製品等の大型ごみは, 電話申込みにより生活環境美化センターが有料で収集を行っています。

なお、家電リサイクル法や資源有効利用促進法に基づき、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機及びパソコンは、大型ごみ収集の対象から除外しています。

(4) 犬、猫等の死体

犬,猫等の死体は、電話申込みにより専用車で収集しています。

(5) 精霊送りの供物収集

お盆の精霊送りの供物などを川へ流す風習がありましたが、環境衛生上好ましくないため、寺院、保健協議会の協力を得て、市内約 600 箇所に供物受納場所を設け、特別収集を行っています。

(6) 年末年始特別収集

年末のごみ量の増加と年始の滞留ごみを収集処理するため,年末年始の間は,定期収集作業を年末年始収集作業に切り替え,特別作業を行っています。

この間,各家庭の収集日が変わるため、お知らせビラなどで周知徹底を図

っています。

(7) 街頭ごみ容器のごみ収集

「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する 条例」に基づく美化推進強化区域を中心に設置している街頭ごみ容器(普 通ごみ及び缶・びん・ペットボトルに分別)のごみを毎日収集しています。

(8) 不法投棄ごみ収集

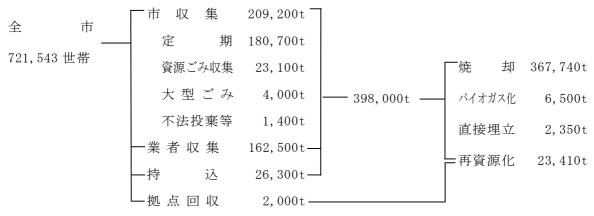
不法投棄の常習地でのごみの散乱防止のための啓発,パトロールを実施 するとともに,市内各所に不法投棄されるごみを撤去しています。

また、繰り返される不法投棄の対策に取り組まれている地域団体に監視カメラを貸し出すなど、不法投棄がされにくい環境づくりを進めています。

(9) ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)

燃やすごみ、資源ごみをごみ集積場(定点)まで排出することが困難な世帯を対象として、玄関先に出されたごみを直接収集する「ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)」を実施しています。ごみの排出がない場合、登録された連絡先への連絡や、希望される方にはインターホンによる声掛けを行っています。

(10) ごみ処理計画(令和元年度)



注:世帯数は、平成31年4月1日推計

(11) 中間処理

収集した可燃ごみはクリーンセンターで焼却し、焼却残灰及び直接搬入 されたごみのうち、陶磁器等の不燃ごみについては埋立処分をしています。 なお、クリーンセンターでは、ごみ焼却の際に発生する熱により発電を 行い、施設内や関連施設の電力を賄うほか、余剰の電力は電気事業者に売 却しています。

ア クリーンセンター

(7) 焼却施設

クリーン センター 種別	南部クリーン セ ン タ ー 第 一 エ 場	南部クリーン セ ン タ ー 第 二 工 場	東北部クリーンセ ンター	北部クリーンセンター
所 在 地	伏見区横大路 <i>)</i>	、 反田 29 番地	左京区静市市原町1339番地	右京区梅ヶ畑 高鼻町 27 番地
敷地面積	※ 1 16.3 ha		※ 2 27.2 ha	※ 3 9.5 ha
稼働開始時期	昭和 61 年 6 月	令和元年 10 月 (予定)	平成 13 年 4 月	平成 19 年 1 月
総工費	199 億 8,000 万円	315 億 2,000 万円 (整備中のため未確定)	506 億 1,000 万円	320 億 200 万円
焼却能力	600t/24h	500t/24h (^゙イオガス化施設) 60t/24h を併設)	700t/24h	400t/24h

- ※1 第一工場及び第二工場だけでなく、破砕施設、横大路学園、南部資源 リサイクルセンター、廃食用油燃料化施設、伏見まち美化事務所、消防 ヘリポート等を含む。
- ※2 破砕施設を含む。
- ※3 再資源化施設を含む。

(イ) 破砕施設

	フリーン	南部クリーンセンター 破 砕 施 設	南部クリーンセンター 選別資源化施設	東北部クリーンセンター 破 砕 施 設	
所 右	E 地	伏見区横大路八反田:	左京区静市市原町 1339番地		
稼働開	稼働開始時期 昭和 48 年 1 月 (令和元年 9 月末廃止予定)		令和元年 10 月 (予定)	平成 13 年 4 月	
総コ	. 費	6 億 6,000 万円	*	*	
型	式	横型高速回転破砕機	高速回転式破砕機 竪型切断機	多軸式低速回転破砕機	
能	能 力 240t/6h		180t/6h (堅型高速回転破砕機 140t/6h) 竪型切断機 40t/6h)	80t/6h	

[※] 焼却施設に含む。

イ 再資源化施設

(7) 選別・圧縮施設

施設	缶・びん・ペットボトル		プラスチック製容器包装	
種別	南部資源 リサイクル センター	北部資源 リサイクル センター	西部圧縮 梱包施設	横大路学園
所 在 地	伏見区横大路 千両松町 477 番地	右京区梅ヶ畑 高鼻町 27 番地	西京区大枝 沓掛町 26 番地	伏見区横大路 千両松町 277 番地
敷地面積	% 1	※ 2	8.7 ha	% 1
稼働開始時期	平成 11 年 4 月	平成 19 年 1 月	平成 19 年 10 月	平成 19 年 12 月
処理能力	60t/5h	40t∕5h	60t/15h	20t/5h

^{※1} 南部クリーンセンターの一部

^{※2} 北部クリーンセンターの一部

(イ) その他

施設	廃食用油	
種別	廃食用油燃料化施設	
所 在 地	伏見区横大路千両松町 477 番地	
敷地面積	*	
稼働開始時期	平成 16 年 6 月	
処理能力	5,0000/日	

※ 南部クリーンセンターの一部

(12) 最終処分(埋立処分地)

焼却残灰や不燃ごみの最終処分地として,東部山間埋立処分地(埋立容量約 450 万㎡)を平成 12 年度から供用開始するとともに,大阪湾圏域広域処理場整備事業 (フェニックス事業) に参画しています。

(13) ごみの減量、分別・リサイクル

ア ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」(京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例)及び「新・京都市ごみ半減プラン-京都市循環型社会推進基本計画-」の推進

本市では、「みんなで目指そう!ごみ半減!循環のまち・京都プラン」 (平成22年3月策定)に基づき、様々なごみ減量の取組を市民の皆様、 事業者の皆様の御理解と御協力により実施してきた結果、ピーク時(平成12年度)に82万トンあったごみの量が、平成25年度には47万トンになり、その結果、クリーンセンター(清掃工場)を5工場から3工場に縮小するなど、環境負荷の低減と、年間106億円(平成25年度当時)もの大幅なコスト削減を実現できました。

しかし、依然として、ごみの処理には巨額の費用を要していること、 また、近年はごみの減量がわずかな量にとどまっていることなどから、 本市唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地をできる限り長く使用 することをはじめ、より一層、資源・エネルギーの有効利用と環境負荷 の低減を図るため、ごみの減量を加速させる必要があります。

そこで、平成27年3月に「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を、2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱とした条例へと改正(愛称:ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」、平成27年10月施行)するとともに、この条例の内容をはじめとする新しいごみ減量施策を盛り込んだ「新・京都市ごみ半減プラン」を策定し、市民、事業者の皆様と共に推進しています。

<主な数値目標と取組実績>

ごみの市受入量は、平成 29 年度は 41.3 万トン (対前年度比 $\triangle 1.0$ %)、平成 30 年度は 41.0 万トン (対前年度比 $\triangle 0.8$ %) と、ピーク時 (平成 12年度) から半減となりました。また、1人 1日当たりの家庭ごみ量は、平成 29 年度は 402 グラム、平成 30 年度は 399 グラムと、他の政令市の平均の 4分の 3 と大都市の中で最もごみの少ないまちとなっています。

(単位:万トン)

	平成 25 年度	平成 29 年度	平成 30 年度**3	令和2年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(目標)
ごみの市受入量	47. 2	41. 3	41.0	39
ごみ焼却量**1	44.4	38. 6	38. 3	35
食品ロス排出量**2	6. 7	6. 4	6. 2	5
紙ごみ排出量**2	14	11	11	10

- ※1 市受入量から、缶・びん・ペットボトル等の市による資源化量、バイオガス化によりエネルギー回収される量、直接埋立量を除いた量
- ※2 平成12年度(食品ロス9.6万トン,紙ごみ22万トン)の概ね半減を目指す。
- ※3 平成30年7月豪雨,台風21号等による災害ごみ約6,000tを除く。

イ 家庭ごみの減量、分別・リサイクルの推進

本市では、市民、事業者、行政のパートナーシップを基盤とし、全市的にごみの減量・リサイクル活動を推進するための組織として、平成8年11月に「京都市ごみ減量推進会議」が設立されました。平成9年1月以降、学習会の開催や廃食用油(てんぷら油)の回収、古紙集団回収など、ごみ減量の具体的活動を市内各地域で実践する「地域ごみ減量推進会議」の設立や活動の支援を行っています。

また、平成 18 年 10 月からは、ごみ減量・リサイクルの取組をより一層促進するため、家庭ごみ有料指定袋制を導入しました。

さらに,市民の自主的なごみ減量活動を推進するため,平成22年4月, 資源物回収拠点である上京リサイクルステーションや,各区役所・支所 内に地域における環境行政の総合窓口であるエコまちステーションを設 置しました。

平成 27 年 3 月の条例改正では、分別について、「協力」から「義務」に引き上げるとともに、2R を中心としたごみ減量に関する市民の努力義務(事業者に対しては実施義務及び努力義務)を定め、2R を特に重要なごみ減量の取組と位置付けたうえで、「しまつのこころ」「もったいない」といった京都らしいライフスタイルへの更なる転換と定着を図っています。

また,近年のごみ減量ペースの鈍化を受け,そもそもごみにしないことが可能な手つかず食品や食べ残しといった「食品ロス」や雑がみ等の「リサイクルが可能な紙ごみ」を主なごみ減量のターゲットとし,地域学習会「しまつのこころ楽考(がっこう)」等の実施による市民啓発やコミュニティ回収制度の拡充等の取組を展開しています。

ウ 事業ごみの減量、分別・リサイクルの推進

事業ごみの減量については、平成22年6月に排出事業者に対し、事業所から排出されるごみの透明袋による排出を義務化したほか、延べ床面積1,000㎡以上の大規模事業所(約2,500件)や市内店舗等の床面積の合計が3,000㎡以上の食品関連事業者(約50社約1,100店舗)に対し、毎年減量計画書の提出を求め、立入調査による減量指導を行い、併せてリーフレット等を活用したごみの減量や適正処理に関する啓発を行っています。

その他の事業所については、紙ごみの分別義務化の徹底をはじめ、事業所内でのごみの分別実施の方法、減量方法、再資源化ルートの構築等について提案し、事業ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいただける事業所を拡大していくなどの指導・啓発を行っています。

また、許可業者がごみを収集しているマンションに対しては、平成22

年2月に分別方法等を届け出ていただく制度を創設するとともに、同年4月に一般廃棄物処理実施計画に分別ルールを明記する等、管理者や入居者に対する啓発を進めており、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」では、管理者等に入居者への分別ルール等の啓発を義務付けました。

一方,許可業者(75業者)に対しては,業者を個別に巡回して調査を 実施するとともに,処分基準の明確化,優良事業者の評価制度及び自己 PR制度を推進しています。また,クリーンセンターにおいて搬入物検査 等を実施し,それを基に許可業者や排出事業者へ啓発・指導を行い,分 別収集・分別排出の強化に取り組んでいます。

その他,観光分野における取組として,修学旅行生をターゲットとし,環境にやさしい3つの取組(①宿泊施設の使い捨て歯ブラシを使わないこと,②できるだけ簡易に包装された商品の購入やレジ袋をもらわないこと,③宿泊先で出された食事をできるだけ食べきり食べ残しを出さないこと)を宣言した学校に対してエコバッグを提供し,環境にやさしい観光,修学旅行を実践していただく「京都エコ修学旅行」を平成28年度から実施し,本市が促進している2Rを全国に発信しています。

エ 令和元年度の新たな取組

令和元年度はこれらの取組に加え、更なる使い捨てプラスチックごみ の削減や食品ロス削減を図るとともに、リサイクル可能な雑がみ等の紙 ごみ削減に係る取組を強化します。

使い捨てプラスチックごみ削減に向けた取組については、平成 27 年 10 月に食品スーパーでのレジ袋有料化の全市展開を行った経験をいかし、コンビニエンスストアやドラッグストア等での実施について、事業者と連携、支援を進めます。また、使い捨てプラスチック飲料容器やプラスチック製ストロー等を削減するため、マイボトルの更なる利用促進を図るとともに、清涼飲料水の4割以上を水及び茶系飲料が占めている現状を踏まえ、環境にやさしい水道水の利用促進等により、使い捨て飲料容器の使用を抑制します。

食品ロス削減については、同様の取組を実施している政令市において 最大規模である「食べ残しゼロ推進店舗認定制度(飲食店・宿泊施設版, 食品小売店版)」の拡大等、引き続き、食品ロス削減に取り組む店舗と利用者との食品ロス削減についての相互理解が深まる取組を実施します。

紙ごみ削減については、平成30年度からコミュニティ回収制度について、自治会等の住民団体に加えて、マンション管理会社等も助成対象とするなど、制度を拡充しています。さらに、マンション管理会社を個別に訪問し、マンションにおける古紙回収の実施を勧奨するとともに、入居者に対する雑がみ等のリサイクルできる紙類の分別排出方法の周知啓発を強化することで、引き続き、紙ごみの減量を促進します。

加えて、若年層向けの啓発を強化するため、大学生等をごみ減量サポーター「intras (イントラス)」*に任命し、SNS を活用した情報発信を通じて、紙ごみをはじめとしたごみ減量、分別・リサイクル意識の向上や、ごみ減量行動の定着化及び実践の輪づくりを図っています。

※ instructor of trash-free society (ごみのない社会を導くインストラクター) からの造語で、ごみの問題に対する堅いイメージを変え、 若者の前向きな取組を導くインストラクターのような存在になっていただきたいという意味を込めています。

(14) 「世界一美しいまち・京都」の推進

本市では、「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例」(空き缶条例)を昭和57年4月から施行し、飲料容器の散乱防止に取り組んできました。

その後、たばこの吸い殻など、飲料容器以外のごみの散乱も目立つようになってきたことから、まちの美化を積極的に推進し、飲料容器に係る資源の有効利用を促進していくため、空き缶条例を全部改正し、「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」(美化推進条例)として、平成9年8月から施行しました。

同条例では、市民や事業者による自主的な美化活動への支援制度、散乱 の原因となる投棄行為の禁止及び美化推進強化区域内での投棄行為に対す る罰則規定などを盛り込んでいます。また、資源の有効利用の観点から、 自動販売機により飲料を販売する事業者に対し、自動販売機の届出及び回 収容器の設置を義務付け、違反者に対する罰則規定を設けています。 さらに、飲料、たばこ等の各関係企業・団体等で構成する京都市まちの 美化推進事業団において、美化推進強化区域での定期的な清掃活動や美化 啓発活動をはじめ、啓発ポスターの作製や啓発看板の設置などを実施して います。

(15) 産業廃棄物処理指導計画の推進

産業廃棄物の適正な処理や減量化・再生利用等を促進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、排出事業者・処理業者の指導 監督を行っています。

また、産業廃棄物の不適正処理を防止するとともに、必要な場合には速 やかに原状回復させるため、法をきめ細かに補完した「京都市産業廃棄物 の不適正な処理の防止等に関する条例」を制定(平成16年4月1日施行) し、市民生活の安全確保及び美しい自然環境の保全を図っています。

「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画」(平成23年3月策定)に基づき,循環型社会の構築と地域から信頼される産業廃棄物処理体制の確立に向けて,排出事業者・処理業者に対する規制だけではなく,これまでにも増して,①排出事業者の高い意識に基づく行動を誘導すること,②優良な処理業者の育成を図ること,③市民の産業廃棄物に対する正しい理解を促進することが重要であるとの認識のもと,各種取組を進めています。

5 し尿収集処理

(1) し尿収集

本市では、公共下水道整備による水洗化の進捗により、年々、し尿収集 世帯数は減少していますが、し尿を衛生的に処理するとともに、生活環境 の保全及び公衆衛生の向上を図るため、下水道未整備区域である山間部を 中心として、約2,400世帯(平成31年3月現在)を対象に、し尿収集を実 施しています。

また、このほかに、市内各地の工事現場等に設置される仮設トイレのし 尿収集を実施しています(年間約3,000件)。

(2) し尿処理

収集したし尿は、公共下水道へ適切に放流するための水質基準に適合するよう破砕、希釈等の前処理を行った後、公共下水道へ放流し、水環境保 全センターにおいて終末処理を行っています。